

②日本国特許庁における産業財産権関係料金一覧（2003年7月1日現在）

1. 特許料・登録料

(1) 特許料・登録料

① 昭和62年12月31日以前の出願

第1年から第3年まで毎年	8,500円に1発明につき毎年	5,600円を加えた額
第4年から第6年まで毎年	13,500円に1発明につき毎年	8,400円を加えた額
第7年から第9年まで毎年	27,000円に1発明につき毎年	16,800円を加えた額
第10年から第25年まで毎年	54,000円に1発明につき毎年	33,600円を加えた額

追加特許の場合（1発明につき）

第1年から第3年まで毎年	5,600円
第4年から第6年まで毎年	8,400円
第7年から第9年まで毎年	16,800円
第10年から第25年まで毎年	33,600円

② 昭和63年1月1日以後の出願

第1年から第3年まで毎年	13,000円に1請求項につき毎年	1,100円を加えた額
第4年から第6年まで毎年	20,300円に1請求項につき毎年	1,600円を加えた額
第7年から第9年まで毎年	40,600円に1請求項につき毎年	3,200円を加えた額
第10年から第25年まで毎年	81,200円に1請求項につき毎年	6,400円を加えた額

(2) 実用新案登録料

① 昭和62年12月31日以前の出願

第1年から第3年まで毎年	9,300円
第4年から第6年まで毎年	18,500円
第7年から第10年まで毎年	37,000円

② 昭和63年1月1日～平成5年12月31日の出願

第1年から第3年まで毎年	8,500円に1請求項につき毎年	800円を加えた額
第4年から第6年まで毎年	16,900円に1請求項につき毎年	1,600円を加えた額
第7年から第10年まで毎年	33,800円に1請求項につき毎年	3,200円を加えた額

③ 平成6年1月1日以後の出願

第1年から第3年まで毎年	7,600円に1請求項につき毎年	700円を加えた額
第4年から第6年まで毎年	15,100円に1請求項につき毎年	1,400円を加えた額

(3) 意匠登録料

第1年から第3年まで毎年	8,500円
第4年から第10年まで毎年	16,900円
第11年から第15年まで毎年	33,800円
類似意匠の場合	8,500円

(4) 商標登録料

商標（防護標章）登録料	66,000円×区分数
分納額（前期・後期支払）	44,000円×区分数
防護標章更新登録料	130,000円×区分数
商標権の分割申請	30,000円
更新登録申請	151,000円×区分数
分納額（前期・後期支払）	101,000円×区分数

2. 出願料

(1) 特許

・特許出願	21,000円
・外国語書面出願	35,000円
・特許法第184条の5第1項の規定による手続	21,000円
・特許法第184条の20第1項の規定による申出	21,000円
・特許権存続期間の延長登録出願	74,000円

(2) 実用新案

・実用新案出願	14,000円
・実用新案法第48条の5第1項の規定による手続	14,000円
・実用新案法第48条の16第1項の規定による申出	14,000円

(3) 意匠

意匠登録出願	16,000円
秘密意匠の請求	5,100円

(4) 商標

商標登録出願	6,000円 + (区分数×15,000円)
防護標章出願又は防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願	12,000円 + (区分数×30,000円)
重複登録商標に係る商標権存続期間の更新登録出願	21,000円

3. 審査・審判請求料等

(1) 特許

① 出願審査請求

昭和62年12月31日以前の出願	77,300円 + (発明の数×9,000円)
昭和63年1月1日以後の出願	84,300円 + (請求項の数×2,000円)

② 出願審査請求（特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願に対するもの）

昭和62年12月31日以前の出願	15,500円 + (発明の数×1,800円)
昭和63年1月1日以後の出願	16,900円 + (請求項の数×400円)

③ 出願審査請求（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願に対するもの）

昭和62年12月31日以前の出願	61,800円 + (発明の数 × 7,200円)
昭和63年1月1日以後の出願	67,400円 + (請求項の数 × 1,600円)
④誤訳訂正書の提出	19,000円
⑤判定請求	40,000円
⑥裁定請求	55,000円
⑦裁定取消請求	27,500円
⑧特許異議申立	
昭和62年12月31日以前の出願	5,000円 + (発明の数 × 5,000円)
昭和63年1月1日以後の出願	8,700円 + (請求項の数 × 1,000円)
⑨特許異議申立の審理への参加申請	3,300円
⑩審判(再審)請求	
昭和62年12月31日以前の出願	27,500円 + (発明の数 × 27,500円)
昭和63年1月1日以後の出願	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑪無効審判係争中の明細書又は図面の訂正請求	
昭和62年12月31日以前の出願	27,500円 + (発明の数 × 27,500円)
昭和63年1月1日以後の出願	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑫特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定に係る審判(再審)請求	55,000円
⑬審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑭審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(2) 実用新案

①出願審査請求	
昭和62年12月31日以前の出願	47,600円
昭和63年1月1日～平成5年12月31日の出願	46,500円 + (請求項の数 × 1,100円)
②出願審査請求(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願に対するもの)	
昭和62年12月31日以前の出願	9,500円
昭和63年1月1日～平成5年12月31日の出願	9,300円 + (請求項の数 × 200円)
③出願審査請求(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願に対するもの)	
昭和62年12月31日以前の出願	38,100円
昭和63年1月1日～平成5年12月31日の出願	37,200円 + (請求項の数 × 900円)
④実用新案技術評価書の請求	42,000円 + (請求項の数 × 1,000円)
⑤実用新案技術評価書の請求(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願に対するもの)	8,400円 + (請求項の数 × 200円)
⑥実用新案技術評価書の請求(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願に対するもの)	33,600円 + (請求項の数 × 800円)
⑦明細書又は図面の訂正	1,400円
⑧判定請求	40,000円
⑨裁定請求	55,000円
⑩裁定取消請求	27,500円
⑪実用新案登録異議申立	
昭和62年12月31日以前の出願	5,500円
昭和63年1月1日～平成5年12月31日の出願	4,300円 + (請求項の数 × 500円)
⑫実用新案登録異議申立の審理への参加申請	1,700円
⑬審判(再審)請求	
昭和62年12月31日以前の出願	55,000円
昭和63年1月1日以後の出願	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑭無効審判係争中の明細書又は図面の訂正請求	
昭和62年12月31日以前の出願	55,000円
昭和63年1月1日～平成5年12月31日の出願	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑮審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑯審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(3) 意匠

判定請求	40,000円	審判又は再審への当事者の	
裁定請求	55,000円	参加申請	55,000円
裁定取消請求	27,500円	審判又は再審への補助参加	
審判(再審)請求	55,000円	申請	16,500円

(4) 商標

判定請求	40,000円
商標(防護標章)登録異議申立	3,000円 + (区分数 × 8,000円)
商標(防護標章)登録異議申立の審理への参加申請	3,300円
審判(再審)請求	15,000円 + (区分数 × 40,000円)
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
審判又は再審への補助参加申請	16,500円

4. その他の手数料

(1) 特許法等関係手数料

①期間の延長、期日の変更	2,100円
②登録証の再交付	4,600円
③承継の届出（名義変更）	4,200円
④証明の請求	
窓口請求	1,400円
オンライン請求	1,100円
⑤書類謄本の交付	1,400円
⑥原簿謄本の交付	350円
⑦書類閲覧	1,500円
⑧原簿閲覧	300円
⑨磁気原簿記録事項の交付	
窓口請求	1,100円
オンライン請求	800円
⑩磁気ディスクへの記録	
1,200円 + 書面のページ数 × 700円	
⑪ファイル記録事項の閲覧	
窓口請求	900円
オンライン請求	600円
⑫磁気原簿記録事項の閲覧	
窓口請求	800円
オンライン請求	600円
⑬ファイル記録事項の交付	
窓口請求	1,300円
オンライン請求	1,000円

(2) 弁理士試験受験手数料

弁理士試験受験手数料	12,000円
特定侵害訴訟代理試験受験手数料	7,200円

(4) 特許微生物寄託手数料

①微生物の保管手数料	
・国際寄託	
原寄託	220,000円
再寄託	16,000円
・国内寄託	
原寄託（初年度）	21,000円
（2年度目以降）	11,000円
再寄託	16,000円
②科学的性質及び分類学上の位置の表示等届出に関する証明書の交付	2,000円
③生存に関する証明書の交付	
・最新の生存情報によるもの	2,000円
・生存試験を伴うもの	8,900円
④試料の分譲	10,000円
海外送付追加手数料	
・動物細胞	33,000円
・その他微生物	150円
⑤科学的性質及び分類学上の位置に関する情報の通知	2,000円
⑥諸証明書等の交付	2,000円

(3) 国際出願関係手数料

【 】内は、2003年9月1日から適用

①送付・調査手数料	
日本国特許庁が国際調査を行う国際出願（1件につき）	90,000円
ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願（送付手数料 1件につき）	18,000円
ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願（調査手数料 1件につき）	117,900円
	【129,500円】
②基本手数料	
国際出願の用紙の枚数が30枚以内の場合	54,000円
国際出願の用紙の枚数が30枚を超える場合、30枚を超える用紙1枚につき	1,200円
③指定手数料	
1指定国（群）につき	11,600円
最高限度額（5を超える指定国（群）について不要）	58,000円
④PCT-EASY出願による基本手数料と指定手数料の合計額からの減額	
国際出願時にPCT-EASYソフトウェアを使用して作成した願書（紙）とFD（願書及び要約書の電子データを格納）を同時に提出した場合	16,600円を減額
⑤確認の指定手数料	
1指定国（群）につき：最高限度額は定められていない	11,600円
⑥確認手数料	
確認の指定手数料の50%（1指定国（群）につき）	5,800円
⑦予備審査手数料	
国際予備審査請求 1件につき	28,000円
⑧取扱手数料	
国際予備審査請求 1件につき	19,200円
⑨国際調査の追加手数料	
63,000円に請求の範囲に記載されている発明の数から 1を減じて得た数を乗じて得た額	
⑩国際予備審査の手数料	
18,000円に国際予備審査報告を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数から 1を減じて得た数を乗じて得た額	
⑪文献の写しの請求に係る手数料	
文献の写し 1件につき	1,400円
⑫書類の謄本の交付に係る手数料	
謄本 1件につき	1,400円
⑬優先権の書類の送付の請求に係る手数料	
優先権の基礎とする出願（証明願） 1件につき	1,400円
⑭国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料	
請求 1件につき	1,400円

問い合わせ先：総務課